

平成二十七年四月十日発行
皇學館論叢第四十八卷第二号 抜刷

津山藩成立期の基礎的研究

渡邊大門

津山藩成立期の基礎的研究

渡邊 大門

□ 要 旨

慶長八年（一六〇三）三月、信濃国川中島の森忠政は、前年に改易された小早川秀秋に代わり、美作国に入部した。津山藩の成立である。以降、森氏の治世下における津山藩は、元禄十年（一六九七）に改易され越前松平氏に交代するまで百年近く続いた。しかし、当該期間における津山藩の研究に関しては、地方自治体史や検地を除くと乏しいといえる。その背景には、当該期の史料が乏しく、編纂物である『森家先代実録』あるいは書状の写を集成した『美作古簡集註解』などに頼らざるを得ないからである。そこで、小稿ではそうした史料のほか、残存した一次史料を交えつつ、①年貢賦課・徴収体制、②寺社政策、③家臣への知行地付与、の三点を通して、津山藩成立期における支配の状況を分析する。その際、分析対象とする期間は、初代・森忠政期の慶長・元和年間を中心にする。

□ キーワード

津山藩、森氏、年貢賦課・徴収体制、寺社政策、家臣への知行地付与

はじめに

慶長七年（一六〇二）十月、小早川秀秋が二十一歳という若さで亡くなった。慶長五年九月の関ヶ原合戦終了後、改易された宇喜多秀家に代わって、備前・美作を与えられたのが秀秋である。しかし、秀秋には後継者がいないという理由もあって、備前・美作の遺領は収公されることになった。収公された遺領のうち美作国十八万六千五百石は、信濃国・川中島の森忠政に与えられた。⁽¹⁾これが、津山藩の始まりである。

ところが、近世初期——特に慶長年間の森忠政在世期——における津山藩の研究は、当該期の史料的な制約もあって、大変乏しいところである。この事実は津山藩だけに限らず、慶長・元和期における初期藩政の研究は、概して少ないといえよう。その原因は全般的に史料の僅少さに求められるが、当該期には改易や転封が盛んに行われたことが影響している。それゆえ、藩政に関わる史料が残りづらくなっている。

近世初期の津山藩の研究について、確認することにしてしよう。地方自治体史では『岡山県史』『津山市史』の通史編があり、津山藩のおおむねの概要をたどることができるもの、当該期の記述はそう多くはない。⁽²⁾また、初代津山藩主である森忠政についても研究が乏しく、図録の解説があるくらいである。したがって、近世初期の津山藩の本格的な研究は、未だほとんどないということができる。実際のところ、近世初期の津山藩を研究するには、「森家先代実録」などの後世の編纂物に頼らざるを得ず、一次史料が乏しいという現状がある。こうした事情が相俟って、研究が停滞したと考えられる。

乏しい研究の状況下において、長光徳和により精力的に取り組みされたのが津山藩の検地研究である。⁽⁴⁾長光は中世後

期における美作の土地制度から説き起し、大閤検地そして近世初期の検地まで検討を行った。優れた内容の研究であるが、検地のみに止まっている点が惜まれる。近世初期の津山藩の実態を解明するには、さらに検討すべき対象を押し広げる必要がある。

そこで本稿では、大きく年貢賦課・徴収体制、寺社政策、家臣に対する所領の付与という三つの問題に分類し検討を行った。この三つの分析を通して、近世初期——特に慶長年間の森忠政在世期——における津山藩政の実態を明らかにすることにしたい。

一 津山藩による年貢賦課・徴収体制

最初に検討するのは、津山藩による農村政策である。先述のとおり、慶長七年（一六〇二）十月に小早川秀秋が亡くなったが、その直後に浅野長政から次の書状が東北條郡庄屋・百姓中に宛てられている。

急度申遣候、中納言殿（小早川秀秋）之儀不慮之仕合候、新參之衆今度折紙を以、所務可仕より申候共、從公儀御抽之事二候間、納所仕間敷候、前々より奉公人・おとな衆於被納者様二可納所、先々雖為知行取非分之義（儀）於有之者承引仕間敷候、相定年貢之義者、可納所者也、

十月二十二日 （慶長七年） 浅野弾正 長政

東北條郡

庄屋

この史料によると、小早川秀秋の没後に少なからず在地に混乱が生じており、新参の衆が折紙を用いて所務を行おうとしたようである。しかし、長政はそうした要求に応じることなく、以前から奉公人・おとな衆に納めていたように年貢を納所せよと命じている。長政の判物には庄屋に宛てた国府氏の副状があり、給人が定まらない間は、一粒たりとも納めてはならないとし、問題がある場合は訴え出るように命じている。⁽⁶⁾この副状には追書があり、蔵入はきちんと実施するようにとある。つまり、庄屋は年貢を着実に徴収する必要があるが、新参の給人の要求には応じる必要がないということになる。このように、忠政の入封直前には、在地に多少の混乱が見られたのである。

森忠政が美作国に入封したのは、慶長八年（一六〇三）三月のことであった。翌年の春には、鶴山の名称を津山と改め、現在の津山城の築城を開始したことがわかる。⁽⁷⁾そして、同年春、具体的に何月かは明示していないが、国中に検地を行うところとなった。その史料を提示すると、次のようになる。

(慶長九年)

同年春普請之砌、國中検地被仰付、奉行伴半兵衛直次、西川三右衛門、伴伊兵衛、津田勘兵衛、奥村平太、宮島平右衛門、浜野三之丞、日時三十郎、鎌田牛右衛門等大勢也、⁽⁸⁾

ここに示した伴半兵衛直次らの九名が、検地奉行として実際の任務にあたった。文末に「等大勢也」とあるの、検地奉行もしくはその配下の者が多数検地に従事したと考えられる。ただ残念なことに、彼らの事績などはほとんどわかっていない。長光註（4）A論文によると検地については、①検地の条目が伝わっていないこと、②測量には六尺五寸尺が使用され、村を上中下の石盛基準で免付けしたこと、③検地はおおむね八月から十一月頃までに実施がなされたと指摘されている。以上の長光の指摘を参考にして、年貢の納入方法や検地の実際について考えてみたい。

年貢の納入方法に関しては、忠政によって次のように定められている。

年貢納様之事

一舛之事、当丸判ニ而可納所、古舛可止事、

一はかり様当百姓めんめん、計之事、

一口米壹石ニ付貳舛宛、此外諸役不可有、但二重俵ニ可仕事、

右三ヶ條之外、代官・給人非分於有之当可申上者也、

慶長九年十一月二日 忠政

東北條郡

百姓中

この史料の内容を条ごとに要約すると、次のようになろう。

① 枅は藩で定めた丸判のあるものを使用し、古い枅を使わないこと。

② 年貢を計る際には、百姓それぞれが行うこと。

③ 付加税である口米は、一石につき二升とし、このほかの諸役はなしとすること。ただし、二重俵を用いること（脱漏米を防ぐため）。

①では、いわゆる藩公認の枅を使用することとし、それ以外の枅を排除した。おそらく古枅は、さまざまな大きさのものが用いられたのであろう。また②は、不正がないようにとの配慮である。①②では、公正な年貢の徴収を行うと宣言しているのである。③に関しても口米の割合を設定する一方、二重俵を用いて、米が脱漏することを防いでいる。年貢の納入に際して、百姓側からの要望があったのかもしれないが、少なくとも東北條郡においては、公正な年貢の納入方法が定められたのである。史料の末尾には、代官・給人に非分のことがあれば申し上げるようにとあり、

その事実を示している。

また、長光註(4) A論文では、検地の条目が定まっていな^いとして^いているが、そうではないようである。次のような史料が残っている。

条々

一 此度、村々御田畠之検地取計候二付、村々百姓末々迄、御達向ハ勿論、差凶向等堅く可相守事、

一 検地二付、詳細取扱向ハ追而可相達事、

一 村々百姓共之内、弁へ有之者、大村ハ七名、中村五名、小村ハ三名、検地懸り可申付二付、人当相定め可申出
事、

一 検地庄屋并村々検地懸り之者、日当・給米・筆・紙・墨諸入用ハ、御本途より被下渡候事、

一 村々検地二付、若心得違種々妄説相唱へり者聞及ニ於而ハ、屹度可処罪科事、

右之条々、村々末々迄心得違無之様、相達為相守可申、若於相背ハ、越度可申付者也、

慶長九甲辰年十二月日

太洞十太兵衛

藤田六兵衛^⑩

この史料は一条目にあるとおり、検地に際して村々の百姓に遵守させるための条目である。双方の合意のもとに決められたと考えられる。二条目には、詳細は追って知らせるとある。三条目には、検地に際して村々の百姓の中から、弁えのある者を大村ならば七名、中村ならば五名、小村ならば三名を検地懸かりを申し付けるとある。四条目は、^⑪検地に際して庄屋や村の者が従事する場合は、日当・給米・筆・紙・墨などを藩から支給するというものである。五条

目には、検地に際して心得違いの妄説を唱えるものがあれば、罪科に処すると定められている。末尾はこうした決まりに従わない者は、越度（落度）を申し付けると締めくくられている。

つまり、検地に際しては公正を期すために、庄屋や百姓が関わりとともに、検地に掛かる費用については藩が負担し、双方納得のうえで進めるということになる。

その後、検地施行に関する詳しいことは、年次不詳ながら、「美作一国鏡」の「検地二付取扱向達之事」に記されている。同史料は年次不詳であるが、「検地致方之事」という題がつけられ、七カ条にわたって詳細が定められている。これは代官所が定めたものであり、大庄屋が村々に雛形の誓紙に血判を加えるように伝えていく。かなり長い史料なので掲出しませんが、内容は検地の方法を子細に定めたものである。史料中に「検地八百姓永代之浮沈たる之間、別して念入へき事也」とあり、検地に際しての徹底した鍛錬・習熟を求めている。ただ残念なことに、「此外、高石盛法、免割、土地之上・中・下等取定之達、長文二付、略之」とあり、重要なことが記されていない。

肝心の誓紙は、内容が七ヶ条にわたっており、村の検地懸役の署名と血判をするような形式になっている。誓紙の冒頭の二ヶ条は、重要な検地の役をしつかり務めるよう記されており、三条目から七条目までは次のように定められている。

- ①三条目——親類・縁者であっても、一切鼻肩をしてはならないこと。
- ②四条目——金・銀はいうまでもなく、一切の賄賂の品々を受け取ってはならないこと。
- ③五条目——百姓に不届きな儀があっても手荒なことをせず、藩に申し出て下知を受けること。
- ④六条目——田畠を踏み荒らさないように注意し、難儀なことにならないようにすること。
- ⑤七条目——自分の田畠を検地するときは、他人と交代するか、庄屋の立会いのもとで行うこと。

このように、年貢納入や検地の公正さを求めた理由は、いかなる点に求められるのであろうか。すでに、長光註(4)論文A・Bには、「慶長九年、俄ニ従公儀被仰付候事、故森家ニ而百石取り百五拾石取り兩人宛村々御手分の検地ニ而、算違も有之、段々間違有之」という記述に基づき、森氏の検地が甚だ粗雑で不正確であった事実を指摘している(この点は後述)。こうした記述を踏まえるならば、入封間もない森氏の検地は拙劣である可能性が高く、それゆえに庄屋・百姓から公正さを求める声があつたのかもしれない。一方で、双方が納得・合意のうえで年貢の徴収を行なうという目的もあつたと考えられる。

このように、津山藩では年貢納入や検地に際して、公正さを徹底した様子をうかがうことができる。それに関連して、いくつか農村政策に関わる史料を確認することができる。次に、掲出することしよう。

以書付申上候通令披見候、國中重而廻り耕作之儀堅申付候由尤に候、只今も藏入給人所荒川成改候由尤に候、然者来二十四・五日より在へ被罷出定免可相定旨尤に候、不及申耕作之体、能々見分可相定者也、

七月十日

忠政(印)

田中次郎兵衛

武藤勝右衛門

可児兵太

高井弥右衛門

奥村兵太

倉知仁右衛門^⑬

この史料の年次は不明であるが、おそらく検地が実施された慶長九年(一六〇四)のものとして推測される。史料の宛

所には奥村兵太の名が見えるが、この人物は先述した検地奉行の一人であると考えられる。ほかの人々は検地奉行の中に見えないが、「森家先代実録」には「〓等大勢也」とあるので、あるいは検地奉行に含まれていた可能性が高い。むろん美作国は広大な面積なので、手分けして検地を行ったことはいうまでもない。具体的に史料の内容を確認しておこう。

まず重要なのは、忠政は彼らを美作国内に派遣して、百姓に耕作を促していることである。小早川氏から領国を継承したが、混乱に乗じて放棄された耕作地があったのかもしれない。そして、「蔵入給人所荒川成改候」という記述から、洪水などで荒廃した「蔵入給人」の土地の調査に臨んだことがわかる。同月二十四・五日には定免法によって年貢を徴収することを定め、耕作する土地として問題ないかを確認させているのである。この時点において、忠政は現地の実態を知るべく、徹底した調査に臨んだことが理解されよう。⁽¹⁴⁾つまり、森氏は国内をくまなく巡検することによって、十分な年貢を確保しようとしたのである。

このような現地調査を踏まえて発給されたのが、次の史料である。

急度申遣候在々免相之儀、去年迄之本帳に当春改候荒川流新開帳とは当免貳つに分而置可申候、壹つに帳を致免を定候者、何程上り候茂知不申候、免相安可有之候、当年作毛一段能候由相聞候間、免相上げ可申候、念を可入事肝要者候也、

八月二十八日

忠政^(印)

可児兵太

(以下、宛所七名略)⁽¹⁵⁾

宛所の七名分は省略したが、先述した検地奉行の一人である伴半兵衛の名があることを申し添えておきたい。この

印判状では免相（貢租率）について記しており、まず昨年までの本帳があったとある。本帳は森氏の入封以前、宇喜多氏、小早川氏の時代に作成され、川成の部分は除外されていたと考えられる。そして、当年の春には川成の土地開墾を把握したようで、新開帳が作成されたというのである。しかし、藩では、本帳と新開帳を一つの帳面に統合して免相を定めるようにしている。当年は収穫が大いに期待できるので、免相は上がるであろうと締めくくっている。森氏は宇喜多氏、小早川氏の時代に加えて、新たに増分の可能性を見出したことになる。

これまでの研究によると、森家の検地は大変厳しいものであったと指摘されている。その事実を裏付けるかのように、この史料を見る限りにおいては、本帳に加えて新たな開墾地を把握していたことがわかる。そして、それらに対しても年貢を賦課し、免相を上げようとしているのである。したがって、従来、森氏による検地は杜撰であったと指摘されているが、実際には百姓らとの交渉を通して、精緻さを増していることを確認できる。検地が杜撰であったというよりも、増分確保のために厳しくならざるを得なかったというのが適切であろう。

では、実際の年貢の徴収は、どれくらいの額になっていたのだろうか。年貢徴収の状況に関しては、次の史料が参考になる。

西北條郡新田小田中村免定之^{〔手〕}□

□^{〔高〕}貳百八拾^{〔三〕}石九^{〔金貳〕}合 白神田島□

内四拾貳石六斗四升七合 諸引物

田川成

□^{〔上中下〕}三拾六石壹合

定米拾四石四斗

四ツ

一拾四石九斗六升五合

同貳石九斗九升三合

貳ツ

下ノ俵四間
一 壹石三斗五升 同六升八合 五分

甲新集
一 貳石七升四合 同貳斗七合 壹ツ

田邊社方
一 八石四斗八合 同四石六斗二升四合 五ツ五分

甲上中下
一 百六拾貳石六斗五升四合 同九拾七石五斗九升二合 六ツ

同
一 拾五石 同四石五斗 三ツ

毛付合貳百四拾石四斗五升

定米合百貳拾四石三斗八升四合 高二付四ツ三分九朱四厘

右田島無甲乙坪、可納所者也、

慶長拾九年 奥村平衛門(印)

十月廿日 大兎兵衛門(印)

武藤勝右衛門(印)

庄(原)や百性(原)中

この史料は、小田中村(津山市)の免定に関わる史料である。この史料によると、もともと年貢を賦課する基準は二百八十三石九斗二合であったが、うち四十二石六斗四升七合は控除された。それらは、諸経費や川成で作物が育たなかった土地を示している。そして、条ごとに示されているように、田島を上・中・下に区分して定米を決定している。毛付されたのが二百四十五石四斗五升であるのに対し、定米は百二十四石三斗八升四合である。収穫高に対する年貢の率は、四三・九四%であることがわかる。

こうした状況の中で、実際における年貢徴収とは、どのように行われていたのであろうか。吉野郡後山村に残る慶

長九年（一六〇四）の森忠政の定書には、興味深いことが記されている。後山村は、現在の美作市と兵庫県宍粟市に接する山深い村である。村は基本的に農業が主であったが、林があったので材木を小物成として負担していた。年貢の負担は、地域の情勢にあわせていたことが理解できる。後山村では入谷からの川で農業用水を賄っており、旱損のときや水損のときがあったようである。村の世帯数は八六軒で、男女合わせて五百名あまりが住んでいた。

次に、その定書のうち、重要な点をあげてみることにしよう。第一条目に「男女共ニ農業之外、稼無御座候」あるとおり、基本的に農業以外への仕事がなかったようである。また、五条目には「御年貢皆銀納」と記されており、米ではなく銀で年貢が納められていたことがわかる。関西方面では三分一銀納といい、田畑の年貢の三分の一を銀に換算して納めることがあった。そのもともの由来は、水稻を作らない畑の年貢を金銀で上納したことに始まるという。たしかに後山村は山間部に位置していたが、田嶋を有していたのは事実である。銀納を定めた理由は不明であり、今後、解明する必要がある。後山村の例はやや特殊であるが、山間部が多い美作国における年貢徴収の特色をあらわしている。

慶長十一年（一六〇六）一月には、森忠政によって次に示す定書が公布されている。

定

一 諸役郡奉行相触候旨、背村於有之ハ可為曲事、

一 於百姓走申者、其村々庄屋、宿老、百姓并走申者之隣、堅糺明、以其上可行曲事、

一 於郡中在々偽事ヲ申候て、百姓迷惑候事申懸者於有之ハ可成敗事、

右条々堅可申付者成、

慶長十一年

正月十五日

忠政^(秘) 御印判⁽¹⁸⁾

一条目では、諸役について郡奉行が触れた旨について、これに背く村があれば、曲事になるというものである。これは、行政機構である郡奉行の位置を明確にし、その指示に従うように促したものである。第二条目は、もし百姓が逃亡した場合は、各村の庄屋、宿老、百姓はもとより、逃亡した百姓の隣の者にも徹底して糾明を遂げるように命じている。百姓が領内から逃亡することのデメリットには計り知れないものがあるが、それを未然に防ごうとしたのであろう。走り百姓に関する定は、各藩においても見られるものである。⁽¹⁹⁾ 百姓は年貢を徴収するのに不可欠な存在であつたので、対策も非常に重要であつた。

最後の第三条では、一転して郡中において偽事をいい、百姓を困らせる輩がいた場合は成敗するとある。百姓に逃亡を禁止する代わりに、統治者として保護することを宣言しているのである。この史料には宛て先が記されていないが、藩内の各郡に一齐に公布されたと考えてよいであろう。こうして忠政は藩内の支配を強化すべく、百姓保護を打ち出すとともに、百姓の他領への逃亡などを未然に防ごうとしたのである。

なお、農村支配とはあまり関わりがないが、現在の湯原温泉における支配を示す史料が残っている。次に掲出しておきたい。

覚

- 一 湯本請所之儀申付候、他国衆出入之候間、諸事みたりに無之様二入念可申付事、
- 一 當年中請所之運上銀子式百七拾目可上事、
- 一 湯本村高三拾五石余之納所申付候、家役之儀令免許事、

以上

慶長拾七年卯月廿一日

(森忠政の
在判)

湯本村 惣兵衛⁽²⁰⁾

湯本村は、現在の真庭市にある湯原温泉を指す。湯本村の惣兵衛はその請所を務め、銀子二百七十目を運上しなくてはならなかった。そして、湯本村で三十五石を納所すれば、家役を免除されるという条件を与えられている。「在判」の箇所は、おそらく忠政の判が据えられていたと考えられる。森氏は農業や山林からだけでなく、こうした湯治場からも年貢の徴収を行っていたのである。

森氏が美作国を継承した時点においては、おそらく宇喜多氏、小早川氏の時代における検地の実績がそのまま残っていたと考えられる。それは指出に拠るものであって、必ずしも十分なものではなかった。そこで、森氏は増分を獲得するため、改めて調査を行い、実際に確保することが可能になった。一方、百姓に対しては、年貢徴収に際しての公正さを約束し、円滑な年貢納入を行おうとしたのである。森氏の検地が後世に苛烈であると伝えられたのには、こうした背景があったのである。

二 津山藩による寺社政策

慶長九年（一六〇四）二月、三月、十一月の三回にわたり、忠政によって美作国内の寺社に対して、寺社領の寄進が行われた（表）森忠政による寺社への寄進一覧を参照）。その点については、参考として「美作一國鏡」に次のように記されている。

諸家中之知行所も悉く定らざる二先達ち、一ノ宮・二ノ宮、徳守宮・本源寺・木山其之外寺社へ、神領地・寺領

地を寄進せられて、祈願所と定られ、其外、祈願所二無之とも、由緒有之寺社へハ、段々領地を寄附せられたるハ、慶長九年十月・十一月之両月也、

史料の冒頭に記されているとおり、森氏支配下の諸家の知行地付与が決定していない中で、一宮（中山神社）以下の寺社に寺社領が寄進されることがわかる。⁽²¹⁾同時に、それらの寺社は、祈願所に定められたようである。祈願所とは、森氏や津山藩の繁栄を祈願するための寺院であろう。また、祈願所でなくとも、由緒のある寺社は慶長九年十月・十一月の両月にわたって、寺社領が寄進されたという。ただ実際には、主要な寺社に三月の時点で先に寄進が行われ、十月の寄進は確認できない。その背景については、どのように考えるべきであろうか。一宮である中山神社を例にして、検討を行うこととしたい。

中山神社は津山市一宮に鎮座し、戦国期には浦上氏・宇喜多氏のほか、他国から侵攻した毛利氏や尼子氏の崇敬を受けていた。文禄四年（一五九五）十二月、宇喜多氏は一宮に社領として十石を与え、長船氏には一宮（東一宮村）の替地として備中国窪屋郡西荘に十石を給与した。⁽²²⁾いわゆる宇喜多氏による文禄の惣国検地に伴う措置である。宇喜多氏が慶長五年（一六〇〇）九月の関ヶ原合戦に敗れると、代わりに小早川秀秋が備前・美作の両国に入部をした。翌慶長六年（一六〇二）六月、小早川秀秋は一宮に対して、一宮村内に十石を寄進している。⁽²³⁾これは、おそらく丈量検地ではなく、宇喜多氏の時代の実績を踏まえて付与されたものであろう。この点をどのように考えるべきであろうか。

備前国長法寺を例にして、以下述べることにしたい。文禄四年（一五九五）十二月、宇喜多氏は長法寺に対して、和気郡伊部内に三十石を寄進した。⁽²⁴⁾後世の史料ではあるが、長法寺の寺領は小早川氏の入部とともに没収されたとい⁽²⁵⁾う。没収されたのち、長法寺に再度寄進されたかは不明である。しかしながら、一宮の事例を見る限り、再度寄進さ

〔表〕 森忠政による寺社への寄進一覧

寺社名	慶長9.2.11	慶長9.3.11	慶長9.11.2
誕生寺	35石	30石	50石
惣社		30石	70石
中山神社		30石	70石
高野神社		30石	70石
長福寺		70石	90石
木山寺		27石	70石
化生寺		15石	70石
本山寺		20石	100石
神林寺		敷地等	30石
徳守神社			70石
佛教寺			80石
大聖寺			50石
圓通寺			100石
蕎隆寺			50石
興隆寺			20石

※『大日本史料』十二編之一・二より作成（史料名は省略）。

れた可能性は高いといえよう。つまり、前代における寄進地は、新領主のもとでいったん没収され、再度寄進がなされるというシステムである。

そのようなことがあったと考えられるならば、森氏も新たに入部してから、先述の「美作一國鏡」に挙げたとおり、取り急ぎ主要な寺社に寄進する必要があったと推測される。ところが、慶長九年（一六〇四）三月の一斉寄進の例を見ても、その内容は多様になっていることがわかる。まず、一宮、二宮、惣社に関しては、「祭礼燈明」を懈怠なく務めるようにということ、一律に三十石が寄進されている。⁽²⁶⁾これは先に示した十石の寄進とは異なり、全くの新寄進であると考えられる。この三つの神社は特別な存在であり、社格という点で他を圧倒していたからであろう。

ところが、これ以外の寺社については、史料中の文言がそれぞれ相違している。次に、その該当部分をそれぞれ掲出するこ
とにする（本文部分のみ）。

① 誕生寺

為当寺領、敷地并三十五石并山林有之、右令寄進候状如件、⁽²⁷⁾

② 木山寺

為当寺領、敷地并菜園畠貳拾七石餘付山林共、令寄附之状

如件、⁽²⁸⁾

③ 化生寺

為当寺領、敷地田畠并手作分拾五石、令寄附之状如件、⁽²⁹⁾

この史料からうかがえるとおり、基本的に寺領として敷地部

分、そして付随する山林が寄進されている。③については、手作分までが寄進の対象となっている。また、寄進された石高は、おそらくもともと宇喜多氏や小早川氏に安堵されていたものと同じであったと考えられる。史料中に「寄進」「寄附」の文言があっても、実際にはもともと各寺社に安堵されていたものと考えられる。その点において、新たに寄進された一宮、二宮、惣社と大きく異なっているところである。①③の寺院については、文言に寄進とはあるものの、実質的には安堵といわざるを得ないのである。

ところで、忠政は津山城を築城するとともに、徳守神社を再建している。天平五年（七三三）、徳守神社は現在の津山市小田中に創建されたが、天文八年（一五三九）の火災により本殿などすべてが焼失した。おそらく尼子氏の美作侵攻に伴うものと考えられる。忠政は徳守神社を津山城の惣鎮守とするため、城下に再建する決意をした。工事は慶長九年（一六〇四）の春から開始され、十一月には完成した。³⁰ 神主を務めたのは、小原甚兵衛である。甚兵衛は忠政から直々に命じられた際、一度は固辞したものの、一宮、二宮、惣社すべてに社僧がいることから、これを引き受けたという。

先述のとおり、慶長九年三月には一斉に寺社に対する寄進が行われ、一宮（中山神社）、二宮（高野神社）、惣社に対しては各三十石が寄進された。同年十一月には、前記の三社に加えて、徳守神社にも七十石が寄進されている。その史料は、次のとおりである。

〔史料1〕

徳守大明神為社領、七拾石於新田村令寄附畢、燈明祭禮等可有勤仕之状如件、

慶長九年十一月二日

忠政^{（本）}

社家中^{（31）}

〔史料2〕

徳守宮御社領七拾石支配事

一三拾石 御神事祭禮燈明料

一三拾石 神主

三石 若神子

貳石 老神子

貳石 宮長

以上

慶長九年

十一月日

伴久左衛門尉

今西甚左衛門尉

稲垣信丞^②

史料1は、徳守神社に七十石を寄進したものである。徳守神社の再建に際して、新しく開けた村（新田村）を知行地として与えられたのである。新田村は、現在の津山市新田が該当するのであろうか。そして、史料2では、その使途が細かく定められている。合計が七十石にならないが、使途まで決められたのは、徳守神社の例が残るのみである。とりわけ神事、祭禮、燈明を明記しているところを見ると、津山城の鎮守としての役割を強く意識させるためと考えられる。署判を加えた三人は、忠政配下の寺社担当の奉行人というところであろう。そして、次のとおり、神楽錢も給与されているのである。

御加倉錢定之事(論考)

一百廿貫二付而、八拾貫ハ神主分、残ル四拾貫ハみこ分、(論考)

一拾貳貫二付而、八貫ハ同、残ル四貫ハみこ分、(論考)

一壹貫貳百二付而、八百ハ同、残ル四百ハみこ分、(神考)

一御前へ御進物ハ、何成共同神主分、

伊勢太神宮御師

白木太夫内

慶長九年辰十一月吉日

七左衛門(33)

神樂とは、神をまつるために神前に奏する舞樂のことであり、美作においても盛んに行われていたことを確認できる。⁽³⁴⁾この史料の差出人は、伊勢太神宮の御師となっている。また、神樂錢の大半は、神主が多く受け取ることになっており、進物についてはすべて神主の手にわたることになっていた。この分配方法は、のちになって先例になったのである。

ここまで忠政が徳守神社にこだわったのには、格別の理由がある。徳川家康が権力を握ってから、森氏だけにかかわらず他国の大名も含め、手伝い普請で江戸城などに従事させられた。慶長十九年(一六一四)二月、忠政は三月中に美作に帰ってくる事ができるよう、願書を徳守神社に奉納していることを確認できる。ちょうどこの年の十一月、二年にわたる大坂の陣が勃発したが、出陣した森家は多くの敵を討ち取った。こうした功績を喜び、忠政は鉄製の盾半雙を徳守神社に奉納している。つまり、徳守神社は、森氏にとって特別な神社だったのである。

こうして森氏は領内の寺社に一斉に寄進をしたのであるが、それは宇喜多氏や小早川氏の例に倣ったことは疑いな

いとこである。三月と十一月に二回寄進した理由に関しては、検地との関係を考慮する必要がある（誕生寺のみ二月を含め三回）。森氏の検地が苛酷であった（あるいは増分獲得のために懸命であった）ことは何度も述べたところであるが、隠田の摘発などを通して、新たに踏み出し分を獲得した可能性が高い。こうして国内の寺社に対して、新たに寄進を行ったと考えられる。もちろん、表以外にも、寄進地を与えられた寺院があったと想定すべきである。しかし、一連の寺社政策については不明な点はまだ多く、今後の課題といえよう。

三 家臣に対する知行地の付与

森氏の給人は、おおむね美濃から従った者が多く、一部が宇喜多氏あるいは小早川氏の配下にあつた者であつたと考えられる。以前よりも支配領域が大きくなつたため、新たに家臣を迎え入れた可能性は非常に高いといえる。しながら、森氏の家臣団に関しては関係史料が乏しく、その全貌は必ずしも十分に明らかになつていない。本稿ではその一部について取り上げることとし、家臣団の全貌については、別の機会に検討を行うこととする。ところで、森氏は寺社領と同様に、給人にも知行地を付与しなくてはならなかつた。次に、二点の史料を提示することにした。

〔史料3〕

領知百三拾石勝南郡勝間田村之黒土村令扶助訖、全可有知行者也、

慶長九年十一月二日

忠政（印） 花押

可児兵太とのへ

〔史料4〕

於勝南郡勝間田村之黒土村貳百五拾石令扶助畢、全可領知者也、

慶長九年十一月二日

忠政⁽³⁶⁾ 花押

可兒長助とのへ⁽³⁵⁾

史料3・4に見える勝間田村は、現在の勝央町勝間田に該当する。史料中の黒土村も地名として、現在も残っている。また、宛先の可兒氏は、森氏の出身地である美濃国可兒郡を出自とする武将である。忠政が美作に来る際に、移ってきたのである。可兒兵太と長助が一族であることは疑いなく、あるいは兄弟である可能性もあろう。兵太は史料にたびたび見え、忠政の有力な家臣の一人と考えられる。年月日がいずれも慶長九年十一月二日になっており、奇しくも社寺に対する一斉寄進と同じ日になっている。森氏による家臣への知行地付与は、この前後に行われた。

兵太は森氏に仕えている頃から、美濃国で知行地を付与されていた。⁽³⁶⁾ 天正十年（一五八二）十一月には馬場山田に百石、慶長四年（一五九九）十二月には馬場山田に八十石の加増、その翌年には大豆嶋に三十石が加増されている。合計して、二百十石ということになる。また、一族の可兒藤左衛門は、慶長五年（一六〇〇）七月に七百石の知行を与えられているが、うち四百石は鉄砲衆二十名の扶持に宛てられた。そこそこの待遇であったといえる。

このように考えるならば、兵太が美作国で与えられた百三十石というのは、いささか少ないと言わざるを得ないであろう。兵太が次に加増されたのは慶長十一年（一六〇六）のことであり、久米北条郡和田村に二百石、同郡中山手村に七十石の合計二百七十石である。先の二百十石と合わせれば、合計四百八十石になる。慶長九年に検地が行われたことは先述のとおりであるが、その結果を反映させながら、徐々に加増がなされたということになる。すぐには、対応が困難だったのである。

ところが、もともと在地にあった有力な領主に対しては、対応がさまざまである。慶長八年（二六〇三）三月、忠政は井上臺助に対して、勝田北郡北分広戸（津山市）に五百石を扶持した。⁽³⁷⁾ うち三百石は、加増分として与えられたものである。翌年十一月、忠政は塚田小左衛門に対して、西々条郡土居村（美作市）に百五十石を与えた。⁽³⁸⁾ 同様にうち八十石は、加増分である。以上のように、在地の領主層に対する扱いには多少の時間差があるが、井上氏のようにすぐ加増された例もある。

このように検地の結果を受けて、知行地の付与や加増が徐々になされたわけであるが、給人に関わる次の興味深い史料が残されている。

急度申遣候、家中侍共借米未一切不来候由沙汰之限に候、堅申付早々相届可為尤候、於遅々仕候者、両人之者共可為曲事候、兼而より如申付候、借米不相済候以前者、給人知行所弥おさへ可申候、油断仕間敷者也、

八月十八日

忠政^(兼) 印

可児兵太

奥山平太⁽³⁹⁾

内容を確認しておこう。忠政は家中の者から借米（蔵米）を徴収すべきところが、未だに整っていない状況にあった。借米（蔵米）とは、知行地を持たない家臣に対して支給する俸禄米のことである。つまり、忠政は知行地を持つ家臣から借米（蔵米）の原資となる米を徴収し、知行地を持たない家臣に支給していたのである。忠政は可児・奥山の両氏に借米（蔵米）の徴収を厳命し、遅延するようであれば曲事であると譴責をしている。さらに借米（蔵米）の徴収ができない段階では、給人の知行所を差し押さえるように命じている。こうした状況を見る限り、知行地を与えられた給人の困窮振りをうかがうことができる。

それだけではない。忠政は可児兵太に対して、桑の木を植えるように命じたが、百姓がそれに反発するという事態が生じた⁽⁴¹⁾。そこで、方針を転換し、綿を植えて給人を付けようとしたのであった。こうして、何とか夏成の年貢を確保しようとしたのである。いうまでもなく、それは夏に支給される借米（蔵米）に充当されるものであった。このような事態があるとするならば、知行地を付与された給人（家臣）たちの年貢の徴収が円滑に進んでおらず、知行地を持たない家臣への借米（蔵米）支給が滞っていたといえよう。

年未詳文書であるが、忠政は可児兵太以下三名の家臣に対して、免定（年貢割付）を念入りに行うように命じている⁽⁴¹⁾。史料中に「當年者近年二無之世中之由」とあるので、年貢の徴収が滞った様子がうかがえる。つまり、津山藩では年貢の徴収に苦慮していたため、給人に付された知行地への年貢割付を念入りに行い、かつ円滑に行うことが急務だったのである。そうした事情を示すものとして、次の興味深い史料がある。

急度申遣候、蔵納免相之事、近年給所よりやすく候而、當年者給所並二相究可申候取分鉄砲給抔者、所々より一段やすく有之様二相聞候間、左様之所抔能々念を入相定可申候、次に今度相改候起方事、数年隱置候間、遂算用可召置候へ共、過分之事候間、去年より之年貢召置候條、其通堅可申付者也、

八月十八日

忠政⁽⁵⁾ 印

可児兵太（以下略）⁽⁴²⁾

内容は、二つに分かれている。一つ目は蔵納（津山藩の蔵）の免相（年貢の利率）について、近年は給所（家臣の知行地）よりも免相が低くなっているので、当年は給所並とするように命じている。また、鉄砲給などはところどころ負担が軽くなっているので、十分に念を入れて免相を定めるように伝えている。二つ目は起こし（新開地）を改めたところ、数年にわたって隠していたので、その分の年貢の算用を行った。ところが、年貢の負担が大きくなってし

まったので、去年からの年貢を徴収するように命じている（それ以前は免除）。要するに、藩財政の危機的な状況がうかがえ、徹底した年貢の徴収が求められているのである。

森氏が美作国に入封するに際しては、検地の実施を基点として、寺社や家臣らに知行地を付与することが喫緊の課題であった。家臣に対しては、旧領国から連れてきた者、また小早川氏（あるいは宇喜多氏）の代から美作にいた者など、事情は実に複雑であったと考えられる。以上、検討したとおり、家臣に対する知行地の付与に関しても、少なからず混乱が見られた。その要因とは、年貢徴収の困難さに集約されるところであり、必然的に検地が苛烈なものとして評価されるに至ったのである。

おわりに

最後に、本稿で述べてきたことを簡単にまとめておきたい。

慶長八年（一六〇三）三月に美作に入封した忠政は、多くの課題を抱えていた。そのもつとも重要なものが、年貢賦課・徴収体制と農村政策であったいえよう。おそらく基本的な考え方としては、宇喜多氏、小早川氏の時代の検地をそのまま受け入れ、踏襲したと考えられる。しかし、ここで問題となったのが、寺社や家臣団に対する知行地の付与であった。とりわけ、家臣は信濃時代に加えて、現地つまり美作の出身者も受け入れざるを得ず、多くの混乱があったと想定される。

同時に、宇喜多氏、小早川氏の時代にはあまり徹底されていなかった、検地や年貢の徴収などが基本的な課題となった。森氏は、検地や年貢の徴収にかかるルールを徹底するとともに、寺社や家臣に宛行うための増分の獲得に腐

心した。それは、撫民とセツトになるものであった。こうして代官や給人の狼藉を禁止し、確実に年貢を徴収する体制を整えようとしたのである。しかし、それには幾多の困難が横たわっていたのは、すでに述べたとおりである。

これまで森氏の検地は、二次史料によって苛烈さが強調されてきた感がある。しかし、本稿で検討したとおり、これまでの比較的なルーズな方法を改め、百姓と話し合いを重ねつつ、より確実な年貢徴収を図った結果が「苛酷である」と喧伝されたきらいがある。年貢の徴収が厳しくなったといえはそうかもしれないが、領主側の視点に立つか、百姓側の視点に立つかによって評価は分かれるところであろう。

最後に、大坂の陣直前における、家臣団についての興味深い例を挙げておきたい。慶長十九年（一六〇四）十月十九日、森忠政は大坂の陣に出陣するため、津山をあとにした。ほぼ同じ頃、村瀬重治、花房正成、戸川勝安、野村四郎左衛門、跡部良保の五名が三カ条にわたる「覚」を忠政に答申している。⁽⁴³⁾ 法度制定の過程において、重臣たちが起草していたことを示している。⁽⁴⁴⁾ こうした意思決定システムの分析については、今後の課題としておきたい。

ところで、残された課題も数多い。本文中でも述べたとおり、森氏の家臣団に関しては、未だ十分に解明されていない点が多い。「森家先代実録」には、大坂の陣（二一四～二一五）に出陣した家臣団のリストがあがっている。こうした史料をもとにして、美濃時代、信濃時代、美作時代の家臣団を分析することは、非常に重要な意味を持つと考えられる。同時に、今回は主として慶長期を中心に論じたが、さらに元和から寛永年間にかけての分析も必要とせらる。

史料の乏しい中、必ずしも十分なものとはいえないが、近世初期の津山藩について考えてみた。今後も先に掲出した課題点を踏まえて、引き続き検討を続けるようにしたい。

註

- (1) 「森家先代実録」(『岡山県史』第二五卷・津山藩文書。以下「森家先代実録」は同書による) など。「森家先代実録」は、赤穂藩主であった森氏が編纂を行ったもので、文化六年(一八〇九)に完成した。補巻は文化八年(一八一二)に完成している。同書は森氏歴代や津山藩を知るうえでの基本史料であるが、一方で関係する一次史料を博搜し補う必要がある。なお、津山市教育委員会編刊『津山郷土館近世基礎史料Ⅰ 森家先代実録』(一九六八年)には、巻第五から巻第十までが翻刻されている。
- (2) 『岡山県史』第六卷・近世Ⅰ、『津山市史』第三卷(近世Ⅰ・森藩時代)。そのほか、美作地域の地方自治体史でも、近世初期における津山藩の概要に触れている。

津山藩が森氏から松平氏に引き継がれてからは、瀬島宏計「津山藩の成立と家臣団形成」(『鷹陵史学』三〇号、二〇〇四年)などの研究がある。松平氏時代の津山藩に関しては、数多くの研究が公表されているが、ここでは紹介を省略する。

- (3) 津山郷土博物館編刊『戦国武将森忠政―津山城主への道 津山城築城四〇〇年記念特別展』(二〇〇四年)。森忠政の事蹟について、簡単に触れておきたい。忠政は元亀元年(一五七〇)に美濃国に森可成の六男として誕生した。天正十二年(一五八四)に美濃国金山城主になり、慶長五年(一六〇〇)には信濃国海津城主となった。亡くなったのは、寛永十一年(一六三四)のことである。

- (4) 長光徳和A「美作の慶長検地について」(『岡山県地方史研究協議会』三三号、一九六一年)、同B「津山郷土館報第三集 美作の慶長検地帳」(津山郷土館、一九七〇年)。

なお、田中誠二「近世前期の徴租法をめぐって」(同『近世の検地と年貢』塙書房、一九九六年。初出一九七七年)でも津山藩の検地に触れている。美作には慶長期の検地帳が少なからず残っているが分析されておらず、また検討の余地があろう。

- (5) (慶長七年)十月二十二日浅野長政判物写(『美作古簡集註解』巻之六)。この史料については、黒田基樹「小早川秀詮の備前・

美作支配」(同『戦国期領域権力と地域社会』岩田書院、二〇〇九年。初出二〇〇〇年)を参照。

(6) (慶長七年)十月二十四日国府忠副状写(『美作古簡集註解』卷之六)。

(7) 「森家先代実録」。

(8) 「森家先代実録」。

(9) 慶長九年十一月二日森忠政判物写(『美作古簡集註解』卷之六)。

(10) 慶長九年十二月日森氏奉行人連署条々写(『美作一国鏡』『岡山県史』第二七卷・近世編纂物。以下「美作一国鏡」は同書による)。太洞十太兵衛、藤田六兵衛の両名は、検地奉行を務めていた。森氏の家臣団については不明な点が多く、今後の検討課題としたい。

(11) 検地に伴う負担に関しては、平井上総「豊臣期における検地の負担構造」(『北海道大学文学研究科紀要』一三五号、二〇一一年)を参照。

(12) 「真嶋郡三家 大庄屋雜載」(山中一揆顕彰会編刊『山中一揆調査史料』一九五六年)。

(13) 年未詳七月十日森忠政印判状写(『新訂作陽誌』五)所収文書)。

(14) 「百姓屋敷替達之事」(『美作一国鏡』)には、以上の記述を裏付ける興味深い逸話が残っている。その内容とは、以下のものである。

慶長九・十年の二年にわたって、忠政は領内を巡検し、百姓の屋敷が平坦地にあることを疑問視したという。そこで忠政は、十年以内に水勢のおよぶ地に田を作り、高い地に畠を作るように命じたのである。当然、平坦地にある屋敷は、高い場所に移すようにとの命令が下された。この命令に背いたものには、処罰が加えられることになったのである。しかし、急な命令に百姓は困惑し、また津山城の築城で大工・職人が不足したため、二十五年以内に期限が緩められたという。少なくとも忠政が領

津山藩成立期の基礎的研究(渡邊)

内を巡検し、さまざま指示を与えたことは事実であると考えられる。

(15) 年未詳八月二十八日森忠政印判状写（『新訂作陽誌 五』所収文書）。

(16) 「秋山家文書」（『大日本史料』十二編之十七）。

(17) 「広畑靖氏所蔵文書」（『東粟倉村史』一九七九年）。

(18) 慶長十一年一月十五日森忠政定書写（『美作一國鏡』）。

(19) 走り百姓に関しては、宮崎克則『大名権力と走り者の研究』（校倉書房、一九九五年）、同『逃げる百姓、追う大名―江戸の農民獲得合戦―』（中公新書、二〇〇二年）を参照。残念なことに、津山藩における走り百姓の事例は、非常に乏しいところである。

(20) 『真庭郡誌』（真庭郡役所、一九二三年）五六二頁所収文書。なお、『美作古簡集註解』巻十一にも所収。

(21) この点に関しては、次の史料が参考になる。

一宮御祭礼事、如近年可仕候由、自社家中被申通、得其意候、当年之儀者檢地半二而候へハ、我等知行等も不相定候、其元御出候御上使衆へ被申理候へと、社家中へ可被申候、恐々謹言、

七月廿八日 元孝判

江田彦右衛門殿

※「中山神社文書」一〇号（『岡山県古文書集』第三輯）

この史料の年次は不詳であるが、慶長八・九年頃のものと考えられる。差出人の元孝は不明であるが、おそらく森氏の奉行人の一人であろう。自らの知行が定まっていない段階において、一宮の祭礼に奉仕せざるを得ない状況がうかがえる。

(22) 文祿四年十二月吉日宇喜多秀家黒印状写（『中山神社文書』九号『岡山県古文書集』第三輯）。

- (23) 慶長六年小早川秀秋寄進状〔中山神社文書〕一二号『岡山県古文書集』第三輯)。
- (24) 文祿四年十二月吉日宇喜多秀家黒印状〔長法寺文書〕一一号『岡山県古文書集』第二輯)。
- (25) 小幡山長法寺縁起〔長法寺文書〕一五号『岡山県古文書集』第二輯)。この縁起の成立時期は、享保二年(一七一七)である。
- (26) 慶長九年三月十一日森忠政寄進状〔中山神社文書〕一三号『岡山県古文書集』第三輯)、慶長九年三月十一日森忠政寄進状〔高野神社文書〕二号『岡山県古文書集』第四輯)、慶長九年三月十一日森忠政寄進状〔惣社文書〕一三号『岡山県古文書集』第三輯)。
- (27) 慶長九年三月十一日森忠政寄進状〔誕生寺文書〕五号『岡山県古文書集』第四輯)。
- (28) 慶長九年三月十一日森忠政寄進状〔木山寺文書〕一五号『岡山県古文書集』第二輯)。
- (29) 慶長九年三月十一日森忠政寄進状〔化生寺文書〕『大日本史料』十二編之二)。
- (30) 矢吹金一郎『徳守神社誌』(徳守神社社務所刊、一九二二年)。
- (31) 慶長九年十一月二日森忠政判物写(註(30)『徳守神社誌』所収文書)。
- (32) 註(30)『徳守神社誌』所収文書。
- (33) 註(30)『徳守神社誌』所収文書。
- (34) 拙稿「中近世の美作地域における神楽」(拙著『戦国期浦上氏・宇喜多氏と地域権力』岩田書院、二〇一一年。初出二〇〇八年)。
- (35) 慶長九年十一月二日森忠政判物写(可児兵太宛)、慶長九年十一月二日森忠政判物写(可児長助宛)(以上二点、『新訂作陽誌五』所収文書)。なお、同年月日付で知行地が与えられたのは、次の二点の史料を確認することができる(いずれの史料も『大日本史料』十二編之二に所収)。

為扶助五千貳百石、此内千石為加増分遣之、目錄別儀ニ有之、全可令領知之状如件、

慶長九年十一月二日 森 忠政（花押影）

大塚次右衛門殿

※「土佐国蠹簡集残編」

西西條郡土居村之内百五拾石令扶助訖、此内八拾石者、為加増分遣之候、全領知不可有相違者也、

慶長九年

十一月二日 忠政^(花)（花押影）

塚田小左衛門殿

※「東作誌」

いずれも加増分を含めて知行地が与えられているので、この間に検地が進展することによって、可能になったと考えてよいであろう。

(36) 以下、『新訂作陽誌 五』所収文書。

(37) 『新訂作陽誌 六』所収文書。

(38) 『新訂作陽誌 六』所収文書。

(39) 年未詳八月十八日森忠政書状写（『新訂作陽誌 五』所収文書）。

(40) 年未詳四月二十六日森忠政書状写（『新訂作陽誌 五』所収文書）。

(41) 年未詳八月晦日森忠政書状写（『新訂作陽誌 五』所収文書）。

(42) 年未詳八月二十一日森忠政書状写（『新訂作陽誌 五』所収文書）。

(43) 慶長十九年月日森氏奉行人連署寛写（『森家先代実録』）。

(44) 慶長十九年十月日森忠政法度写（『森家先代実録』）。この法度は「六人の士大将へ被仰渡也」と記されているように、領民に對して發布されたものではない。第二条に「於在々、對百姓共、惡敷儀仕間敷事」とあることから、「六人の士大将」とは各地域に配置された代官的な存在であったと考えられる。

註（43）（44）史料に關連するものとして、慶長十九年十月日某条々写（『森家先代実録』）がある。実は、この史料を子細に検討すると、ある事実が判明する。この史料とほぼ同文のものとして、元和五年六月十二日徳川秀忠条目写（『大日本古文書 毛利家文書之三』一一六二号）などが存在し、この史料が福島正則が改易処分を受けたときのものであることがわかった。慶長十九年十月日某条々写は、元和五年のものであり、冒頭の「黒印之写」の「黒印」は秀忠のものである。何らかの理由で、慶長十九年のところに紛れ込んだのであろう。詳細は、別稿で詳細に分析する予定である。

（わたなべ だいもん・大阪観光大学観光学研究所客員研究員）